

日本語

ブラジル銀行在日営業店

取引規定集(個人)

ブラジル銀行 在日営業店

取引規定集(個人)

| | |
|-----------------------------------|------|
| 取引共通規定 | p. 3 |
| 預金口座(CONTA POUPANÇA-OURO)規定 | p. 6 |
| 普通預金および定期預金規定 | p. 6 |
| BB ジャパン・キャッシュカード規定 | p. 9 |
| オンライン取引規定 | p.11 |
| 外国送金取引規定 | p.12 |
| 留意事項 | p.16 |
| プライバシー・ポリシー | p.17 |

取引規定集（個人）

1. ブラジル銀行在日営業店（以下「当行」といいます。）の商品およびサービスに係る「取引規定集（個人）」（以下「本規定」といいます。）は、当行商品および各種サービス（当座預金口座を除く。）を利用する個人のお客様（以下「顧客」といいます。）に適用されます。
2. 全ての法律、規則、命令、規制等は、本規定の各条項に述べられている内容の基礎となり、かつ本規定に優先されるものであり、本規定に述べられている内容から独立して各取引に適用される可能性があります。本規定に定められていない事項については、日本の法律、規則および慣習に準じた当行所定の方法により取り扱うものとします。
3. 顧客が当行に提出したすべての書類は、提出時に有効でなければなりません。

取引共通規定

取引時確認

4. 当行は、顧客と各取引の開始時または当行が必要と判断した場合に、関係法令および当行が定める規定に従って本人確認書類の提示を求める等、当行所定の方法により取引時確認を行います。
5. 取引の実行にあたり、当行商品または各種サービス申込み時に提示された本人確認書類が有効期限切れであることが判明した場合、顧客が取引時確認手続に非協力的な場合、または顧客の取引時確認が未完了であると当行が判断した場合は、当行は取引に係る義務の履行をお断りすることができるものとします。
6. 預金の入出金その他の取引を行うにあたっては、当行所定の払戻し請求書その他の書面に届出のとおり署名または記名捺印の上、当行に提出してください。当行の内部規定に従って、署名または印影を相当の注意を払って照合し、届出の署名または印影に相違ないと認めて取り扱った取引については、顧客または第三者による書類、署名または印章の偽造、変造その他の悪用から生じたいかなる損失、損害についても、当行は一切責任を負いません。
7. BBジャパン・テレフォンバンキング、BBジャパン・インターネットバンキング、BBジャパン・モバイルバンキングおよび自動取引対応機による取引（以下、総称として「オンライン取引」といいます。）については、当行所定の方法により登録されている暗証番号（以下「オンライン取引用暗証番号」といいます。）を照合することで、口座名義人によるアクセスであることを確認します。

届出事項の更新

8. 顧客は当行への届出事項および書類の真实性に法的責任を負い、氏名、住所、電話番号、取引目的、職業等、本人確認書類の情報、署名・印章、および外国籍の場合は日本の在留資格（査証）等、届出事項に変更が生じた場合は、当行所定の方法により速やかに当行に届け出る必要があります。変更事項の届出後、当行所定の手続が完了した時点で届出事項が更新されたものとみなします。更新手続が完了する前に生じた損失、損害については当行は一切責任を負いません。
9. 当行から顧客に宛てて発送した通知が返送された場合、または顧客が届出事項の更新手続を行わなかった場合、当行は書類の送付を停止し、取引の利用の一部または全部を停止する場合があります。（BBジャパン・テレフォンバンキング、BBジャパン・インターネットバンキングおよびBBジャパン・モバイルバンキング、その他BBジャパン・キャッシュカードならびにBBジャパン・レミタンスカードの利用を含みます。）
10. 顧客は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、居住地図（所得税の申告義務がある国）に変更があった場合には、変更日から3ヶ月以内に当行に届け出る必要があります。

取引

11. 当行と取引を行うにあたっては、顧客の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して、各種確認や資料の提出を求める場合があります。また、顧客に電話、郵便等その他の手段を用いて所得の証明および当該取引に係る資金源泉の双方またはいずれか一方、ならびに顧客の住所等を証明する書類を当行所定の方法にて提示することを要請する場合があります。当行の要請に対して正当な理由なく指定した期限までに顧客から回答がない場合、または顧客が要請への協力を拒否した場合

は、取引を停止、または実行しないことができるほか、口座またはサービスの利用を停止できるものとしません。

12. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する顧客の回答、具体的な取引の内容、口座名義人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引を停止する場合があります。
13. 前2項に定めるいずれの取引の停止についても、顧客からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の停止を解除します。
14. 外国為替を伴う取引は、本規定のほか「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」といいます。)およびこれに基づく政省令ならびにその他外国為替関連法規の定めに従って取り扱います。外国為替を伴う取引については、実行時に有効な当行所定の為替レートが適用されます。この場合、顧客は金融市場の状況に応じて同日中に為替レートが変動する可能性があることを承諾するものとします。なお、外国為替を伴う取引が実行されたあとは、当該取引を取り消すことはできません。
15. 当行商品および各種サービスの利用に当たり、取引金額(最高及び最低金額)および取扱時間帯の制限、ならびに取引に関する手続を定め、これらを当行所定の方法により公表するものとします。なお、これらの内容については、顧客に事前に通知することなく、変更できるものとします。
16. 取引実行時において、取扱金額(取引額および手数料額の合算)が顧客の普通預金残高不足の場合、または当該取引に際し顧客が当行へ支払った金額を上回る場合(取扱金額不足)、当行は当該取引を実行しません。また、取扱金額が当行所定の取引限度額を超える場合も同様に実行しません。
17. 当行所定の取扱時間外に受取った取引依頼は翌営業日(当行所定の実行日)の取扱いとなり、実行時に有効な為替レートが適用されます。

利用手数料

18. 当行は、商品および各種サービスの利用について、当行所定の手数料一覧表に記載された手数料をいただきます。手数料一覧表は、当行の営業店に掲示するとともにホームページ上(bb.com.br/japan/jp)にも掲載いたします。

譲渡、買入れの禁止

19. 当行が取り扱う預金口座であるConta Poupança-Ouro(コンタ・ポウパンサ・オウロ、以下「口座」といい、当行に口座を保有する顧客を以下「口座名義人」といいます。)またはその残高(普通預金および定期預金)、その他当行の商品およびサービスにかかる権利等については、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。ただし、当行による事前の承諾がある場合はこの限りではありません。
20. 当行発行のカード類およびオンライン用暗証番号等(BBジャパン・キャッシュカード、BBジャパン・レミッタンスカード、セキュリティ・カード等)については、顧客の個人利用に限るものとし、第三者に使用させることを固く禁じます。これに違反した場合、いかなる損失、損害が発生しても当行は一切責任を負いません。カード類、暗証番号等を譲渡または貸与により第三者に使用させることは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に違反する行為であり、犯罪として処罰される場合があります。

免責事項等

21. 顧客が届け出ている氏名および住所に宛てて当行が通知または書類を送付する場合、当該通知または書類が延着または到着しなかったときにおいても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
22. 顧客の届出事項に不正があった場合または顧客が本規定に反した場合、当行は口座またはサービスの利用を停止または解約できるものとします。
23. 顧客は商品および各種サービスを正しく利用しなければなりません。当行は以下に起因するトラブルについては責任を負いません。
 - a. 当行の商品および各種サービスを不適切に利用した場合
 - b. 事変、天災、戦争、停電その他当行の責によらない事由から発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害により、当行の商品および各種サービスを利用できない場合
 - c. 関係法令に従って顧客の取引時確認が正常に行われたにもかかわらず、不正取引が行われた場合

- d. その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、誤った情報を当行に提供した場合
 - e. 当行所定の取扱時間および取引金額に関する制限が守られなかった場合
 - f. 顧客が使用する端末のトラブル、通信トラブルまたは回線トラブル等により、通信エラーが発生し、当行が顧客の依頼または情報を受信できない場合、および当行が送信する情報を顧客が受信できない場合
 - g. システムメンテナンス、災害もしくは法令の制限、裁判所その他の公的機関による決定もしくは命令その他の措置または不可抗力により、商品および各種サービスの取扱いが遅延または中断された場合
 - h. 取引完了前に生じたトラブルの場合（当行の商品および各種サービスにつき依頼された取引は、当行がそれを実行し、取引が完了した時点で有効となります。）
 - i. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬もしくは脱漏等により生じた場合
24. 前項に記載されている状況以外の当行の責によらない事由に起因するトラブルについては、当行は責任を負いません。

サービスの中断

25. システムメンテナンスの実施にあたっては、商品および各種サービスの取扱いが一時的に利用できない場合があります。利用停止の時間帯は営業店に掲示するとともに、当行ホームページ(bb.com.br/japan/jp)に掲載いたします。
26. 外国為替市場が不安定となった場合、当行は予告なく外国為替取引を一時停止できるものとします。

反社会的勢力との取引拒絶

27. 次の各号のいずれにも該当しない場合に当行は顧客と取引を行うものとし、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は当該顧客との取引をお断りするものとします。
- a. 顧客が取引を申し込む際に行なった表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - b. 顧客が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - i. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ii. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - iii. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - iv. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - v. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - c. 顧客が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - i. 暴力的な要求行為
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - v. その他 i)からiv)に準ずる行為

商品およびサービスの利用停止

28. 当行所定の方法に従って、顧客は商品および各種サービスの利用停止を依頼することができます。ただし、当行に対する支払いが残っている場合等、利用停止の依頼を受け付けることができない場合があります。また、取引が予約されている場合は、当該取引も取り消されるものとします。商品および各種サービスの利用停止により生じた損失または損害については、当行は責任を負いません。
29. 以下の場合において、当行は顧客に対し、商品および各種サービスの利用を停止できるものとしま

す。

- a) 不当な利益を得るための詐欺的行為または意図的な不作為が確認された場合
 - b) 直接または間接的に、当行へ虚偽の事項を届け出た場合
 - c) 本規定に記載されている条項に違反する行為が確認された場合
30. 前項のほか、顧客が第27項各号のいずれかに該当し、当行が顧客との取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、または顧客に通知することにより当該取引を解約することができるものとします。

預金口座（CONTA POUPANÇA-OURO）規定

31. 口座は、普通預金および定期預金を、円または当行が取り扱う外国通貨（以下「外貨」といいます。）建てで預金できる銀行口座です。新規口座開設時に、当行所定の初回入金額が必要となる場合があり、口座開設申込書提出から90日以内に、口座開設申込書記載の初回入金額をご入金頂けない場合には、当該口座開設申込は効力を失うものとし、この場合、当行は顧客から受領した口座開設申込に係る全ての書類を破棄するものとします。
32. 当行は外国銀行支店であり、取扱う預金は日本およびブラジル本国の預金保険制度の対象ではありません。また、ブラジル銀行（バンコドブラジル エス エイ）が破綻した際には、預金の払出しが迅速に行われないう場合があります。

普通預金および定期預金規定

普通預金

33. 普通預金には期間の定めがありません。
34. 普通預金の利息は当行所定の適用金利に基づき日割り計算され、毎月口座に支払われます。
35. 円建て普通預金の場合、利息は毎日の最終残高が1円以上の残高について、1年を365日として計算し、1円単位について付利されます。
36. 外貨建て普通預金の場合、利息は毎日の最終残高が1補助通貨単位以上（例：米ドルの場合は1セント）の残高について、1年を360日として計算され、1補助通貨単位（例：米ドルの場合は1セント）に付利されません。
37. 利息の支払日が日本の銀行休業日に該当する場合は、翌営業日に付利されます。

定期預金

38. 定期預金はあらかじめ預入期間が定められ、その期間に応じて利率が適用される預金であり、円建ておよび外貨建てで預金できます。
39. 定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間について、預入時の当行所定の適用利率によって日割計算し、円建て利息の付利単位を1通貨単位（1円）、また外貨建て利息の付利単位を1補助通貨単位（例：米ドルの場合は1セント）として、満期日に支払われます。円建ての場合は、1年を365日として、外貨建ての場合は、1年を360日として、利息が計算されます。
40. 自動継続日および満期日が、銀行休業日に該当する場合、お取引は翌銀行営業日に実行されます。翌銀行営業日が翌月となる場合、自動継続日および満期日は銀行休業日の前営業日が適用されます。銀行休業日は、各通貨によって以下の通りとなります。
- 円定期預金の場合：日本における土曜日・日曜日および祝日
 - 米ドル定期預金の場合：日本における土曜日・日曜日およびニューヨークの祝日
 - ユーロ定期預金の場合：日本における土曜日・日曜日およびフランクフルトの祝日
 - レアル定期預金の場合：日本における土曜日・日曜日および日本、ニューヨーク、リオ・デ・ジャネイロ、ブラジリアの祝日
41. 満期日前解約はお取扱いいたしません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期日前解約に応じる場合には、当行所定の基準に従うものとします。
42. 1年を超える外貨定期預金については、自動継続のお取扱いはありません。円定期預金および1年以内の外貨定期預金について自動継続を選択した口座名義人は、口座名義人から満期日までに解約のお申し出

がない場合、満期日に税引き後の利息を元金に組み入れた金額を元本とし、前回と同一期間の定期預金として取引が自動的に継続します。自動継続後の利率は、継続日における店頭金利を適用します。

払戻し

43. 外貨建ての普通預金または定期預金に関し、顧客から外貨現金による払戻請求があった場合に、当該外国通貨若しくは計算実行時における当行所定の為替レートにより換算した当該外貨金額相当の日本の通貨、またはそれらの組合せのいずれをもって支払うかは、当行の任意とします。

口座維持手数料

44. 当行は、手数料一覧表に定める口座維持手数料を口座開設翌月から起算し、毎月普通預金口座から引落しいたします。

※ 手数料一覧表の閲覧: 当行ホームページ(bb.com.br/japan/jp)又は各営業店にてお問い合わせください。

未成年者による口座の開設および利用

45. 未成年者(満20歳未満の者をいう。以下同じ。)については、法定代理人が法定代理人による取引の届出書を提示した上で当該未成年者を代理して当行が要請する手続を完了した場合、または未成年者が自ら、下記書類のいずれかの一つを提示した上で当行が要請する手続を完了した場合には、円建ての取引に限り口座を開設することができます。また、上記の手続を完了の上で当行が認めた場合には、口座名義人が未成年者である場合でも外貨建て預金口座の開設および外国為替を伴う取引を行うことができるものとします。

- a. 法定代理人による同意書
- b. 雇用関係を証明する書類
 - i. 在職証明書
 - ii. 直近の給与明細又は源泉徴収票
 - iii. その他勤め先より発行された書類
- c. 既婚である場合、婚姻状態を証明する書類

共同名義口座

46. 当行は、新規に共同名義口座を開設いたしません。
47. 既存の共同名義口座については、口座名義人双方が本規定の記載事項を遵守しなければなりません。口座名義人のいずれかが本規定の条項を遵守しなかった場合、口座名義人双方とも口座を利用できなくなる場合があります。
48. 既存の共同名義口座の場合、一方の口座名義人が他方の口座名義人から独立して、口座の取引および解約を行うことができます。また、既存の共同名義口座の口座名義人が各自または共同で送金人もしくは受取人となる送金については、当行は、当該口座において入出金を行うことができるものとします。
49. 既存の共同名義口座については、両口座名義人の同意に基づき、第二口座名義人のみを共同名義口座から除名できるものとします。

成年後見人等の届出

50. 家庭裁判所の審判により、口座名義人の補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。口座名義人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
51. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合は、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。
52. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合も、前2項と同様に当行にお届けください。
53. 前3項の届出事項の取消または変更等が生じた場合も、同様にお届けください。
54. 当行が前4項の届出を受理する前に生じた損失、損害については、当行は一切の責任を負いません。

取引明細書

55. 口座の取引明細書は、口座名義人が発行を申し出た場合に限り、当行所定の方法および条件に従って有料で発行します。
56. 口座名義人は、当行オンライン取引をアクセスして取引明細書閲覧ができます。

口座取引

57. 当行は、営業店にて円建ておよび外貨建て現金の入金を受け付けます。ただし、外貨建て現金は、当行が取扱いを認める通貨に限られます。
58. 当行は、現金のほか小切手による入金を受け付けます。ただし、取立て金額は当行所定の方法により取立てが完了した後に、口座に入金いたします。小切手要件（振出日を含む）はあらかじめ補充してください。当行は、白地を補充する義務を負いません。また、小切手が不渡りとなった場合は、その通知を届出住所宛てに発信するとともに、当該小切手を当行の営業店にて返却します。この場合、あらかじめ当行所定の方法による依頼を受けたものにより、権利保全の手続を行うものとします。なお、外貨建て小切手は、当行が取扱いを認める通貨に限られます。
59. 前2項のほか、郵便振替または他行からの振込みによる入金も受け付けます。振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信その他誤発信による取消通知があった場合は、当該振込みに係る入金を取り消します。
60. 口座への入出金やその他取引は、口座名義人のみが日本国内の営業店、またはBBジャパン・キャッシュカードを使用した入出金に関しては別途定めるBBジャパン・キャッシュカード規定によるものおよびその他今後提供される本邦法令で定められる有効な電子システムを用いて行うことができます。ただし、関係当局の決定により、口座名義人への事前通知または事前承諾を得ることなく、当行は口座の入出金その他取引を行うことができます。
61. 口座名義人から送金の依頼を受けた場合、送金資金の種類その他依頼方法にかかわらず、口座名義人の口座を経由して送金を行うものとします。

オンライン取引用暗証番号

62. オンライン取引用暗証番号（BBジャパン・キャッシュカード、BBジャパン・テレフォンバンキング、BBジャパン・インターネットバンキング、セキュリティ・カード、BBジャパン・モバイルバンキング、および自動取引対応機による取引）は当行のオンライン取引へのアクセスおよび取引実行時に利用する暗証番号です。
63. 暗証番号は口座名義人が責任をもって厳重に管理してください。暗証番号を使用する際は、他人に知られることがないように十分に注意を払い、第三者に漏らさないでください。暗証番号の設定にあたり、生年月日、電話番号、住所、自動車のナンバーや連番等の推測されやすい番号は避けてください。
64. 暗証番号の盗難にあった場合、あるいは第三者に暗証番号を知られた疑いがある場合、口座名義人は口座名義人以外による取引を未然に防ぐため当行の営業店の窓口またはコールセンターへ直ちに連絡し利用停止手続をしてください。ご連絡をいただいた後、新しい暗証番号の発行手続をご案内します。なお、BBジャパン・インターネットバンキングにて利用停止の手続を行うこともできます。
65. 口座名義人が当行の営業店にて暗証番号を設定する場合は、口座名義人が希望する暗証番号を設定することができます。郵送その他の依頼方法による場合は、暗証番号は当行所定のシステムより自動的に割り振られ、口座名義人宛てに郵送されます。
66. 暗証番号の変更は、口座名義人が当行所定の方法により依頼した場合に限り、行うことができます。
67. セキュリティ・カード：当行のシステムにより自動的に設定された暗証番号が記載されている暗証カードのことをいいます。当該暗証番号の変更はできませんのでご了承ください。また、紛失の際は当行所定の再発行依頼書にて再発行をお申し込みください。再発行された暗証番号はご登録の住所宛てに郵送されます。
68. セキュリティ・カードの再発行：カードの再発行にあたっては、当行所定の手数料一覧表に従って、再発行手数料をいただく場合があります。セキュリティ・カード再発行後は、既存のカードは自動的に使用できなくなります。
69. BBジャパン・キャッシュカードは、暗証番号を3回連続して誤入力した場合、使用できなくなります。
70. BBジャパン・テレフォンバンキング、BB ジャパン・インターネットバンキングおよびBBジャパン・モバイルバンキングは、暗証番号を5回連続して誤入力した場合、使用できなくなります。

休眠口座

71. 36ヶ月にわたり口座取引または届出事項の更新手続等が行われない口座は、休眠口座としてお取扱いいた

します。休眠口座は、現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)およびオンライン取引の利用が停止される場合があります。残高のない休眠口座については、口座名義人に通知することなく口座が解約される場合があります。解約されていない口座の場合、当行所定の方法により本人特定事項等の確認が完了した後、口座名義人は口座の利用を再開することができます。

72. 10年以上休眠口座の状態にあり、預金残高が1万円相当額以上の口座については、ご登録の住所宛てに通知を郵送することによって、口座名義人と連絡を取るよう努めます。当行が口座名義人と連絡を取ることが不可能であると判断した場合、当行は当該口座を解約できるものとします。また、預金残高が1万円未満の口座については、口座名義人に通知することなく口座が解約される場合があります。口座残高については、新たに当行所定の取引時確認手続きが完了した後払い戻しいたします。この場合、相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。

口座の解約

73. 当行および口座名義人のいずれも、当行所定の書面をもって通知することにより、口座の解約ができるものとします。口座名義人が解約を依頼する場合は、当該書面に届出の署名または記名捺印して当行に提出してください。ただし、休眠口座については、第70項および第71項に従って口座が解約される場合があります。
74. 口座の解約にあたり、口座名義人が当行に対して負担する債務を履行しなければならない場合、その債務と口座名義人の当行に対する債権とを、相殺することができるものとします。
75. 当行の責めによらない事由により、当行が法令、裁判所、行政庁または自主規制機関の規則等により要求される義務を履行することができない場合、当行所定の方法に従って、当行はいつでも口座を解約できるものとし、口座名義人は異議を申し立てないものとします。また、当行は解約返戻金を他の種類の口座への入金その他当行が適当と認める方法(当行所定の為替レートによる為替換算を含む。)により処理することができるものとします。
76. 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または口座名義人に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、
- この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - この預金の口座名義人が本規定の第19項に違反した場合
 - この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
77. 前項のほか、本規定の第27項のいずれか一にでも該当し、口座名義人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または口座名義人に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

相続

78. この預金口座の名義人について相続が開始した場合は、当行所定の手続きが完了するまで、当行はこの預金口座に係る取引の全てまたは一部を停止することができるものとします。

BB ジャパン・キャッシュカード規定

79. BBジャパン・キャッシュカード(以下「キャッシュカード」といいます。)の利用は日本国内に居住している口座名義人に限られ、当行店頭自動取引対応機、または現金自動入出金機提携先(以下、提携先という)の現金自動入出金機(以下、提携ATMという)にて、口座名義人は口座各種取引を行うことができます。
80. キャッシュカードの所有権は当行に帰属し、当行所定のサービスを利用するためのものとして、各口座名義人一人につき1枚貸与されます。キャッシュカードおよび口座を譲渡、質入れまたは貸与することは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に違反する行為であり、犯罪として処罰される場合があります。

取引

81. 提携ATMおよび店頭自動取引対応機における各種取引は、当行および提携先が定める取扱限度額および取扱時間の範囲以内とします。
82. キャッシュカードに、外貨の自動円貨換算による円貨引出し機能がついている場合は、当該引出し実行時に有効な当行所定の為替レートが適用されます。
83. 口座名義人の、提携ATMまたは店頭自動取引対応機の不適切な使用により生じた損失、損害については、当行および提携先は責任を負いません。

手数料

84. 提携ATM使用料は、当行所定の手数料一覧表に従って、自動的に口座から引き落としさせていただきます。

キャッシュカードの再発行

85. キャッシュカードの再発行にあたって、再発行手数料をいただく場合があります。
86. キャッシュカードの再発行後は、既存のキャッシュカードは自動的に使用できなくなります。

キャッシュカードの紛失および盗難

87. キャッシュカードの紛失または盗難にあった場合は、すみやかに当行に届出てください。当行は、届出を受けた場合、直ちにキャッシュカードの利用を停止します。

キャッシュカードの利用停止、停止解除ならびに解約

88. キャッシュカードの利用停止の手続きは、営業店またはコールセンターにて依頼できるほか、その他当行所定の方法にて行うことができます。
89. キャッシュカードの利用または口座を解約した場合、口座名義人は、キャッシュカードを裁断する等再利用が不可能な状態にした上で、当行に返却してください。
90. キャッシュカードの改ざんまたは不正使用等、当行が口座名義人によるキャッシュカードの利用を不適当と認めた場合は、その利用を停止できるものとします。この場合、当行が要請したときは、口座名義人はすみやかにキャッシュカードを当行に返却してください。
91. キャッシュカードの利用停止解除は、口座名義人による当行所定の解除依頼が必要となります。

偽造・盗難キャッシュカードによる払い戻し等に関する免責事項

92. 偽造または変造キャッシュカードによる払戻しが行われた場合、口座名義人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって、口座名義人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、当該払戻しはその効力を生じないものとします。口座名義人は、当行所定の書類を提出し、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。
93. 口座名義人がキャッシュカードを紛失し、または盗難にあった場合、当該キャッシュカードが当行に返却または届出をされる以前に、他人に当該カードを不正利用されたことにより生じた損失、損害については、法令に別段の定めがある場合を除き、当行は責任を負いません。ただし、キャッシュカードが盗難され、他人に当該カードを不正使用されたことによって生じた引出しについては、次の各号のすべてに該当する場合に限り、口座名義人は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - a. キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、第86項に基づき当行への届出が行われていること
 - b. 当行の調査に対し、口座名義人より十分な説明が行われていること
 - c. 当行に対し、警察署に被害届けを提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
94. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが口座名義人の故意による場合を除き、当行は、当行へ届出が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを口座名義人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
95. 当該払戻しがおこなわれたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ口座名義人に過失（重過失

- を除きます。)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
96. 前3項の規定は、当行への届出が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。
97. 前4項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- a. 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - i. 口座名義人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ii. 口座名義人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦などをいいます。)によって行われた場合
 - iii. 口座名義人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - b. キャッシュカードの盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合
98. 重大な過失または過失となりうる場合(ただし、これらに限られるものではありません。)
- a. 口座名義人の重大な過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。
 - i. 口座名義人が他人に暗証番号を知らせた場合
 - ii. 口座名義人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
 - iii. 口座名義人が他人にキャッシュカードを渡した場合
 - iv. その他口座名義人に 上記 i. から iii. までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
 - b. 口座名義人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。
 - i. 当行から類推されやすい暗証番号を使用しないよう働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、電話番号や連番等の推測されやすい番号を暗証番号として使用していた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ii. 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
 - iii. 上記 i. の類推されやすい暗証番号を使用していた場合であり、かつ、キャッシュカードを他人の目につきやすい場所に放置する、または、酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - iv. その他口座名義人に 上記 i. から iii. までの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

オンライン取引規定

99. 当行は、BBジャパン・テレフォンバンキング(以下「テレフォンバンキング」といいます。)、BBジャパン・インターネットバンキング(以下「インターネットバンキング」といいます。)、BBジャパン・モバイルバンキング、および店頭自動取引対応機による当行所定のサービスを口座の開設とともに口座名義人へ提供します。
100. インターネットバンキングおよびBBジャパン・モバイルバンキングは、インターネットに接続できるコンピュータ端末または、当行所定のネットワークに接続できる携帯電話機等を通じてアクセスすることにより利用できます。口座名義人は、BBジャパン・モバイルバンキングによるサービスの提供を受けるにあたり、利用できない携帯電話の機種があることを承諾するものとします。
101. BBジャパン・モバイルバンキングの利用にあたっては、ログインパスワードおよびのセキュリティ・カードの暗証番号の二種類の暗証番号が必要となります。

102. テレフォンバンキングはプッシュ式の固定電話、公衆電話、携帯電話等を通じて利用できます。
103. 店頭自動取引対応機は営業店に設置され、キャッシュカードを用いて利用できます。

取引

104. インターネットバンキングを利用する際は、別途キャッシュカードの暗証番号の照合を必要とする取引があります。尚、BBジャパン・モバイルバンキングを利用する際は、セキュリティ・カードの暗証番号の照合を必要とする取引があります。
105. プロバイダー費用、電話回線、インターネット接続にかかる通信費その他の諸費用は口座名義人が負担するものとします。

オンライン取引による不正払戻し

106. 本規定の他の規定にかかわらず、オンライン取引にかかる預金の不正な払戻し(口座名義人以外の第三者による口座名義人の事前または事後の明示または黙示の承認を得ることのない預金の払戻しをいい、以下「不正払戻し」といいます。)については、以下の各号の要件を全て満たす場合に限り、口座名義人は次項の規定に基づき当行に対し不正払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができるものとします。
 - a. 当該不正払戻しについて、口座名義人に過失がないこと
 - b. 暗証番号の盗難その他当該不正払戻しの原因となる事実(以下「不正払戻原因」といいます。)に気づいてからすみやかに、当行への連絡が行われていること
 - c. 当行の調査に対し、口座名義人より十分な説明が行われていること
 - d. 口座名義人が、捜査当局へ被害事実等の事情説明を行い、捜査当局のとる措置に真摯に協力していること
107. 前項の請求がなされた場合、当行は、当行へ連絡が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを口座名義人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額を補てんするものとします。
108. 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当行は前2項の補てんを行いません。
 - a. 当行への連絡が、不正払戻原因が生じた日(不正払戻原因が生じた日が明らかでない場合は、不正払戻しが最初に行われた日。)から2年を経過する日以降に行われた場合
 - b. 口座名義人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって不正払戻しが行われた場合
 - c. 口座名義人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - d. 不正払戻原因が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

外国送金取引規定

109. 当行は、下記外国送金取引(以下「海外送金」といいます。)を取り扱います。
 - a. 外国向送金
 - b. 国内にある当行の営業店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建て送金
 - c. 外為法規上の非居住者が依頼人または受取人となる国内にある当行の営業店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建て送金
 - d. 当行発行の外貨建て小切手
 - e. その他前各号に準ずる取引
110. 当行は、以下の各項の規定に従って、取引時確認の手続きを完了した口座名義人もしくは預金口座を有さない顧客(以下「送金人」といいます。)による海外送金の依頼を受けるものとします。
111. 送金人は当行に海外送金を依頼するに当たり、事前に送金人の個人番号を含む本人特定事項と送金受取人情報を当行所定の方法により登録し、当行は当該登録の完了後、当該受取人宛の海外送金に

限り依頼を受入れ、実施します。

112. 口座名義人の海外送金の資金は依頼方法(店頭またはオンライン取引)にかかわらず口座を経由するものとします。
113. 海外送金に関する情報(本人特定事項、受取人情報、送金目的等)を偽って申告することは、日本、ブラジルその他関係諸国の諸法令に違反する行為であり、犯罪として処罰される場合があります。
114. 送金人は、当行に届け出た受取人に関する情報の正確性、真実性および登録内容(送金人および受取人)の変更について責任を負うものとし、かかる情報の誤りまたは登録内容の変更未了により生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
なお、ブラジルのブラジル銀行向けの送金について、以下の取扱いの場合があります。
 - a. 次の場合に限り、迅速な送金決済を確保するため、当行は受取人の同一口座内の有効な口座種目または支店番号を変更することがあります。
 - i. 本来の送金受取口座が無効の際、当座預金から普通預金口座への口座種目の変更あるいはその逆の変更
 - ii. ブラジルのブラジル銀行支店統廃合により支店の変更があった場合の支店番号変更
 - iii. 受取人の依頼で支店の変更があった場合の支店番号変更
 - b. 次の場合には、当行は送金人と書面または電話で連絡を取り、連絡後30日以内に送金人が更新手続きを行わない場合、もしくは、連絡が取れない場合には、受取人登録を一時的に無効化することがあります。
 - i. 送金人が申請した受取人情報と真の受取人情報と異なることが判明した場合
 - ii. 送金受取口座が無効となっていて、同一口座内に送金が入金できる他の有効な口座種目がない場合
 - iii. 既に受取人の口座が解約されている場合
115. 送金人が海外送金を24ヶ月にわたり利用しなかった場合、提携ATMおよびオンライン取引による海外送金の利用は停止されます。利用を再開する場合は、送金人より当行へ連絡してください。
116. 海外送金の照会、変更および組戻しの依頼にあたっては、当行所定の書面に届出のとおり署名または記名捺印の上、海外送金計算書および当行所定の本人確認書類とともに提出してください。インターネットバンキングおよびBBジャパン・モバイルバンキングにて依頼された海外送金については、送金人は、当行による送金実行前に限り、当該送金の取消しを依頼することができます。

海外送金の依頼

117. 海外送金の依頼は、次により取り扱います。
 - a. 海外送金依頼書兼告知書: 当行所定の海外送金依頼書兼告知書に記入および署名または記名捺印をし、営業店窓口にて提示または郵送してください
 - b. BBジャパン・レミッタンスカード(以下「レミッタンスカード」といいます。): 提携ATMをご使用ください
 - c. オンライン取引: インターネット、電話その他当行所定の方法にて依頼してください
118. 海外送金の依頼を受け付けるにあたっては、外為法その他関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
 - a. 海外送金依頼書兼告知書または受取人登録依頼書に、送金目的の他所定の事項を記入してください。日本の外為関係法令に基づき輸出入が禁止または制限されているものの代金とすることを目的とする海外送金については、当局の許可、承認等が必要となります
 - b. 海外送金依頼書兼告知書に必要な事項を記入し提出してください
 - c. 当行所定の本人確認書類を提示してください
 - d. 事前許可等が必要とされる取引の場合には、当該許可証等を予め提示または提出してください
119. 前項に記載された要件が満たされなかった場合、提出書類の記載内容に虚偽の事実があった場合、または日本、ブラジルおよびその他関係諸国の諸法令、慣習に違反する場合、当行は海外送金の依頼をお断りできるものとします。
120. 海外送金を依頼するにあたり、送金人は送金資金、送金手数料(外国為替を伴う場合は、為替手数料を含みます。)ならびに海外送金にかかわる支払指図の仲介、および銀行間における送金資金の決済を行う当行の支店等または他の金融機関(以下「関係銀行」といいます。)および受取人の預金口座への

送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関(以下「支払銀行」といいます。))が徴収する手数料等を負担することを了承するものとします。

送金委託契約の成立と取消し等

121. 送金委託契約は、当行が海外送金の依頼を承諾し、送金額および手続に必要な手数料その他の諸費用を合わせた送金資金を受領した時に成立するものとします。送金額が1万米ドル相当額超であり、当行が必要であると判断した場合は、送金人に依頼の確認を行ってからのみ海外送金を実行します。
122. 送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、海外送金計算書を交付します。なお、海外送金計算書は、取消し・組戻しや変更を依頼する場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
123. 送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して、当該海外送金にかかわる支払指図を発信する前、または送金人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の取消しができるものとします。この場合、取消しによって生じた損失、損害については当行は責任を負いません。
 - a. 取引等の非常停止が命じられている場合など海外送金が外国為替関連法規に違反するとき
 - b. 戦争、内乱、もしくは関係銀行または支払銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - c. 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
124. 送金委託契約が取り消された場合、当行は、送金資金を送金人の口座に入金する方法その他当行が定める方法により送金人に返却します。
125. 送金資金を返却した後、送金委託契約の取消しによって生じた損失、損害については当行は責任を負いません

海外送金にかかわる支払指図の発信等

126. 送金委託契約が成立したときは、当行は送金の依頼内容に基づき、遅滞なく関係銀行に対して当該海外送金にかかわる支払指図を発信し、または送金小切手を送金人に対して交付します。
127. 当行は、海外送金を実行するために日本および関係各国の法令・勅告・慣習、海外送金のシステム(スイフト等)が求める要件、および関係銀行所定の手続等に従って、海外送金依頼書兼告知書に記載された明細、取引整理番号、送金人の口座番号、住所、およびその送金人を特定する番号等のいずれか、または全てを支払指図書に記載して、関係銀行に伝達します。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに支払銀行に伝達されることがあります。
128. 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行の利用についても、送金人が特に指定した場合を除き、同様とします。
129. 当行が送金人の指定に従うことが不可能と認めるとき、または送金人の指定に従うことによって、送金人に過大な費用負担または海外送金の遅延が生じる場合等であって、他に適当な関係銀行があると当行が認めるときは、当行は、送金人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金人に対して可能な限りすみやかに通知します。
130. 前4項の取扱いによって生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。

手数料および諸費用

131. 海外送金の受付にあたり、当行所定の手数料(手数料一覧表に従います。)、関係銀行および支払銀行の手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、手数料等は送金資金から差し引かれる場合または後日請求される場合があります。
132. 照会、変更、組戻し・取消しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。なお、手数料等は事前にまたは後日請求されます。
 - a. 照会手数料
 - b. 変更手数料
 - c. 組戻し・取消し手数料
 - d. 電信料、郵便料
 - e. その他照会、変更、組戻し・取消しに関して生じた手数料・諸費用

為替相場

133. 当行の海外送金における基準通貨は、米ドルとなります。ただし、ブラジル国内のブラジル銀行本支店への送金に限り、送金通貨はブラジルレアルとなります。その他の通貨による海外送金の依頼を受け付けた場合には、当行所定の方法に従って海外送金の手続きを行います。
134. 海外送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨建てにて受領したときは、計算実行時における当行所定の為替レートを適用して換算した金額を送金します。
135. 送金資金等の返却にあたり、当行が送金人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合は、計算実行時における当行所定の為替レートを適用して換算した金額を返却します。

受取人に対する支払通貨

136. 送金人が、支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨あるいは受取人の預金口座の通貨と異なる通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金人が指定した通貨と異なる通貨となることがあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続に従うこととします。

取引内容の照会等

137. 送金人は、送金の依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、海外送金取引について疑義のあるときは、すみやかに当行に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求め、照会手続にあたり手数料をいただく場合があります。
138. 当行が発信した海外送金について、関係銀行から照会を受けた場合は、当行は当該海外送金の依頼内容について送金人に照会することがあります。この場合、送金人はすみやかに回答してください。当行からの照会に対して、当行が定める期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合に生じた損失、損害について、またこれらによって取り消された海外送金については、当行は責任を負いません。
139. 当行が発信した海外送金について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金手続ができないことが判明した場合には、当行は送金人に可能な限りすみやかに通知します。この場合、関係銀行から手数料および諸費用が差し引かれて送金資金が返却される場合があります。また、手数料等が後日請求される場合もあります。

依頼内容の変更

140. 送金委託契約が成立し、海外送金実行後にその依頼内容の変更依頼を当行が受け付けたときは、当行が適当と認める手段により、変更依頼書の内容に従って変更の指図を関係銀行へ発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続をとります。小切手の変更依頼および海外送金の金額変更依頼は受け付けません。
141. 依頼内容の変更依頼を受け付けるにあたっては、海外送金依頼を受け付けるときと同様に取り扱います。変更依頼により生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
142. 依頼内容の変更依頼は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、取扱いができない場合があります。

組戻し

143. 海外送金が既に実行されている場合、原則として、当行は当該送金の組戻し依頼を受け付けません。組戻し依頼を受け付けた場合、当行は延滞なく組戻しの手続を行います。送金した金額が既に資金化されている場合のほか、法令による制限、政府等の公的機関の措置等、または関係銀行および支払銀行による組戻しの拒絶により、取扱いができない場合があります。なお、組戻し手続にあたり発生した手数料および諸費用は、送金人が負担するものとします。
144. 海外送金が既に実行されている場合で、受取人に支払われていない送金は、関係銀行あるいは支払銀行による取消および返却の対象となります。ブラジル向け海外送金のうち、ブラジルにおけるブラジル銀行本支店が関わる送金については、
 - a. 受取人が個人：90日以内に現規則に基づいて決済が出来ない場合は、自動的に取消され返却されます。
 - b. 受取人が法人：「輸入代金」以外の送金目的で、90日以内に現地規則に基づいて決済が出来ない場

合は、取消しおよび返却の対象となります。

145. いかなる理由であれ関係銀行および支払銀行より送金資金が返却された場合は、当行は当該海外送金を取り消されたものとして取り扱います。また、当行が必要であると認めた場合は、当該海外送金を再度実行します。
146. 送金資金が返却された際、当行は、送金人が預金口座を有する場合には、手数料および諸費用等が差し引かれた当該資金を送金人の口座に同通貨のまま入金します(送金人が当該資金の通貨建てで預金口座がない場合は円貨換算の上入金します。)。送金人が預金口座を有さない場合には、送金人に対し「送金資金が返却されたことから、当行に速やかに連絡して欲しい。」旨を通知した上で、当行店頭、振込み、セブン銀行ATMまたはセブン-イレブン窓口の現金受取サービス、顧客が当行に開設した口座への入金のいずれかの方法により返却いたします。尚、外国為替を伴う場合は、計算実行時に有効な当行所定の為替レートを適用します。ただし、当行が認める場合に限り、別途に取り扱う場合があります。
147. 海外送金の組戻しにより生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。

免責事項

148. 当行の責によらないまたは当行が対処しえない次の各号に定める事由により生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
 - a. 関係銀行・支払銀行が所在国の法令および慣習もしくは関係銀行・支払銀行所定の手続に従い取り扱ったことにより生じた損失、損害、またはブラジル銀行を除いた関係銀行・支払銀行の責に帰すべき事由により生じた損失、損害
 - b. 送金人と受取人または第三者との間における海外送金の原因関係に係る損失、損害
 - c. 成年後見人の変更等の届出を当行が受ける前に生じた損失、損害
 - d. その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損失、損害

ブラジル国内のブラジル銀行向けの海外送金

149. ブラジル国内のブラジル銀行向けの海外送金について、決済に伴い口座へ入金が自動的に行われるためには、あらかじめブラジル国内のブラジル銀行への仕向送金の決済・入金承認書(Autorização Permanente para Crédito em Conta)の届出が必要であり、個人納税者番号(CPF)および受取人の登録状態が有効であることが前提となります。ブラジル国内のブラジル銀行への仕向送金の決済・入金の承認書は少なくとも2ヶ月に1度送金と同じ受取人に対して行われ、受取人情報および送金目的に変更が無い限り永続的に有効となります。

レミッタンスカード

150. レミッタンスカードの所有権は当行に帰属するものであり、日本居住者である送金人が事前登録済みの受取人(個人に限りです。)宛てに提携ATMにて外国向送金(送金目的が商取引の代金の決済である場合を除きます。)を行うための個人利用に限られるものとします。
151. 当行は、レミッタンスカードの再発行にあたり、発行手数料をいただく場合があります。レミッタンスカードの紛失または盗難にあった場合は、当行へすみやかに届け出てください。届出を受けて、当行は直ちにレミッタンスカードの利用を停止します。当行が届出を受ける前に送金人に生じた損失または損害については、当行は責任を負いません。
152. レミッタンスカードは1枚につき登録できる送金先は一つとなります。
153. レミッタンスカードは送金人の依頼により発行されます。かかる依頼の際には、当行所定の海外送金登録依頼書に必要事項を記入頂くとともに、当行所定の本人確認書類を提示頂くことが必要となります。

留意事項

情報の取扱い

154. 当行は、個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められる場合のほか、法令(外国の法令を含みます。)および公的機関(日本および外国の官公庁および自主規制機関を含みます。)の規制、命令、指示または要請に従うために必要な場合は、規則等を遵守・実施する目的で顧客および顧客の取引に関する情報を開示することができ、顧客はこれに異議を申し立てないものとします。

本規定の変更

155. 本規定の各項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページ(bb.com.br/japan/jp)への掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
156. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

正文

157. 本規定について、日本語による記載内容とその他の言語による記載内容が相違する場合は、日本語によるものが優先されます。

準拠法および管轄裁判所

158. 本規定には、日本法が適用され、日本法に従って解釈されます。訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

問い合わせおよび苦情

159. 当行の営業店およびコールセンターでは、顧客からの疑問や商品および各種サービスについてのお問い合わせにお答えしております。また顧客からの苦情もお受けしております。
160. 指定紛争解決機関(指定ADR機関)について - 顧客は、銀行に関するさまざまな相談や照会、銀行に対する意見・苦情を全国銀行協会相談室に行うことができます。受付窓口電話番号は0570-017-109または03-5252-3772、受付日および時間は月曜日から金曜日(祝日を除く)の9時から17時です。詳細は、全国銀行協会のホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>)にてご確認ください。これらのサービスの利用は無料となっております。
161. 全国銀行協会相談室に苦情の申し出をした顧客で、2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

プライバシー・ポリシー

当行は、顧客の信頼に値する銀行、また、顧客に選ばれる銀行となるように、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます。))を遵守するとともに、以下のポリシーに従い、個人情報保護法第2条第1項に定義される個人情報(以下、「個人情報」といいます。))および番号法第2条第8項に定義される特定個人情報(個人番号をその内容を含む個人情報という。以下、「特定個人情報」といい、個人情報および特定個人情報を個別にまたは総称して、以下、「特定個人情報等」といいます。))の適正な取扱いを行います。

< 個人情報の取扱いに係るポリシー※ >

※特定個人情報の取扱いに係るポリシーは、別途後述(7~12)いたします。

1. 取得された個人情報の利用目的

個人情報は法律に定められた手段により取得し、以下のような目的のために利用いたします。

- 顧客との取引開始
- 当行の金融商品に関するサービスの提供(預金、送金、為替、ローン、その他法令により許容される銀行業務)

個人情報は慎重に取り扱い、既存のサービスの向上および顧客の利益にかなう新たなサービスの提供のために利用いたします。

2. 取得される情報の種類

顧客から取得される個人情報は以下の通りです。

- 名前、住所、生年月日、性別、電話番号、本人確認書類の番号、資産、収入、その他顧客を確認・認識するための情報
- 当行や当行関連会社との取引情報(口座残高、支払い履歴、取引相手、クレジットカード利用履歴、取引開始の日付等)
- クレジット取引の有効期限、履歴等の消費者情報センターから取得された情報

3. 個人情報の取得方法

当行は、個人情報を以下の方法で取得いたします。

- a. 当行の金融商品の申込書、その他商品またはサービスに関する書類を通じての取得
- b. 口頭による取得（対面による場合と電話による場合を問いません。）
- c. 取引の登録を通じての取得
- d. 消費者情報センターに要請し、発行された書類による取得

4. 個人情報の利用と提供

当行は、顧客へのより良いサービスの提供、充実した金融商品やサービスの説明および適切な業務実行、ならびに、第1項に定める目的の達成のために、必要最低限の範囲内において、個人情報を取得・利用いたします。当行は以下の場合を除き、個人情報の第三者への提供はいたしません。

- a. 顧客の同意を得た場合
- b. 法令等に求められている場合
- c. データや支払いの処理に関する金融業務の提供業者またはATMの業務提供先に提供する場合
- d. 当行関係会社以外で、当行の顧客に許可されている、または法律で認められている会社に提供する場合
- e. 個人情報の処理手続業務が委託されている場合

当行は外部へ業務を委託する際に、委託先の個人情報管理システムがプライバシー保護の基準に沿ったものであるかを確認し、法令諸規則に従って契約を交わし、また、その他の必要な処置を講じます。

5. 個人情報の管理

当行は、セキュリティと守秘義務の厳格な基準に従って、顧客の個人情報を保護いたします。当行は、公開されていない顧客の個人情報へのアクセスを、個人情報の取り扱いのトレーニングを受けた従業員に限定しており、それらの情報は顧客に金融商品やサービスを提供する際に限り利用されます。従業員が本ポリシーに違反した場合には、当行の職業倫理と行動規範に従って、従業員に対し懲戒処分等がなされます。

6. DMの発送停止等

顧客がダイレクトメール、郵便、電話、Eメール等によるご案内や広告資料の送付を希望しない場合には、営業店にご連絡いただくことにより、当該サービスを停止することができます。

< 特定個人情報の取扱いに係るポリシー >

7. 特定個人情報の取得

当行は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に限り、特定個人情報を以下の方法により、顧客から適法かつ公正に取得いたします。

- a. 当行の金融商品の申込書、その他商品またはサービスに関する書類を通じての取得
- b. 口頭による取得（対面による場合と電話による場合を問いません。）
- c. 取引の登録を通じての取得

8. 特定個人情報の利用目的

当行が、顧客から取得する特定個人情報の利用目的は、以下の範囲内といたします。

- a. 金融商品に係る法定調書作成事務
- b. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- c. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- d. 預貯金口座付番に関する事務
- e. その他、aからdまでに関連する事務

9. 特定個人情報の利用

当行は、以下の場合を除き、前項に掲げる利用目的を超えて特定個人情報を利用いたしません。

- a. 当行が、行政機関等から顧客の個人番号を取り扱う事務の委託を受け、これを取り扱う場合
- b. 激甚災害が発生した場合において、当行が顧客の個人番号を利用して金銭を支払う場合
- c. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、顧客の同意があり、または顧客の同意を得ることが困難な場合

10. 特定個人情報の提供

当行は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供いたしません。

11. 特定個人情報の保管

当行は、セキュリティおよび守秘義務の厳格な基準に従って、顧客の特定個人情報を保管いたします。当行は、第8項に掲げる事務の範囲を超えて、顧客の特定個人情報を保管せず、また、当該事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、顧客の特定個人情報をできる限り速やかに廃棄または削除いたします。従業員が本ポリシーに違反した場合は、当行の職業倫理と行動規範に従って、従業員に対し懲戒処分等がなされます。

12. 特定個人情報に係る安全管理措置に関する事項

当行は、特定個人情報に係る安全管理措置に関して、別途内部規程を定めております。

< 特定個人情報等の取扱いに係る共通ポリシー >

13. 委託に係る管理・監督

特定個人情報等の取扱の全部または一部を委託する場合は、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう受託者に対する必要かつ適切な監督を行います。

14. 特定個人情報等の開示、訂正、利用停止等

顧客から特定個人情報等を開示するよう請求があった場合には、法令で開示することが禁止されている場合を除き、本人であることを確認した上で遅滞なく開示します。また、顧客から特定個人情報等の訂正、利用停止または消去するよう請求があった場合には、事実確認等の必要な調査を行った上で、かかる調査結果に基づいて、遅滞なく訂正、利用停止または消去致します。当行が、顧客のご請求にもかかわらず、開示、訂正、利用停止または消去の措置を講じない場合には、その根拠となる事実を示した上で、その理由をご説明致します。

15. 本ポリシーに関する説明・情報提供

本ポリシーに関する説明・情報提供は営業店が行います。

16. 改訂

本ポリシーは、法令等の改正やその他の理由により改訂されることがあります。その場合は、当行の営業店やホームページにてお知らせいたします。

17. 特定個人情報等に関するお問い合わせおよび苦情の受付窓口等

当行の特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせや、開示等のご依頼、苦情、その他特定個人情報等に関するご不明な点等については以下の窓口または営業店までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 当行出張所窓口：五反田、浜松、名古屋（月曜日から金曜日 9:00～15:00）
- コールセンター
日本からの通話：電話：0120-09-5595
ブラジルからの通話：電話：4004-0001 または 0800-729-0001
その他の国からの通話：電話：55-11-4004-0001
 - ・ポルトガル語：毎日 24時間
 - ・スペイン語：月曜日から土曜日 7:00～22:00
 - ・英語：月曜日から金曜日 9:00～18:00
 - ・日本語：平日 9:00～17:00（銀行休業日を除く）

18. その他の苦情・相談に関するご連絡先

当行は全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口では、会員の特定個人情報等の取扱いについての苦情・相談を受け付けております。

全国銀行個人情報保護協議会

電話番号：03-5222-1700 ホームページアドレス (<http://www.abpdpc.gr.jp/>)

銀行に関するご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情、または紛争への対応については、以下をご利用いただくことができます（日本語に限る）。

全国銀行協会相談室（指定ADR機関）

電話番号：0570-017-109または03-5252-3772 ホームページアドレス (<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>)

お問い合わせは

コールセンターまで

0120-09-5585

平日 9:00 ~ 17:00 (銀行休業日を除く)

または当行ホームページまで

bb.com.br/japan/jp